

2024年3月16日

株主各位

大阪市北区梅田三丁目3番20号  
椿本興業株式会社  
代表取締役社長 香田 昌司

### 株式分割に関する基準日設定公告

当社は、2024年1月31日開催の取締役会において、2024年4月1日を効力発生日として、当社普通株式1株につき3株の割合で株式分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式分割により株式の割当を受ける権利の基準日を2024年3月31日（同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質は2024年3月29日）と定めましたので、公告いたします。

以上

#### お知らせ及びご注意

- 株式分割に関するご案内は、2024年4月下旬にお届出住所にお送りする予定です。
- 2024年4月1日付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。
  - 特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。  
特別口座管理機関 : 三井住友信託銀行株式会社  
連絡先 : 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号  
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部  
電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)  
※受付時間 平日 9:00~17:00